



『飲食店等における飛沫感染防止対策

アクリル板補助金』

**1店舗あたり
最大3万円を上限に※補助率2/3
支給します**

対象となる施設は？

県内の飲食店等（カラオケ店・バー等を含む。）を運営する中小企業（法人・個人事業者）で食品衛生法に基づく『飲食店営業』または『喫茶店営業』の許可を取得した上で、県内において飲食用のスペースを有する飲食店等を運営していること。
旅館やホテルで飲食を提供するための食堂やレストランなどを有する場合も対象です。

※自動販売機、テイクアウト・コンビニ等のイートインスペース、飲食を主たる目的としない場所、カラオケ店を除きます。

対象となる経費は？

令和3年4月1日から令和4年2月28日までに購入したアクリル板の購入費が対象です。

※購入費のうち、消費税は対象外です。
※申請には、レシートや領収書が必要です。

申請期間

令和3年8月10日～令和4年2月28日

お問い合わせはこちら
西秩父商工会
☎0494-75-1381

本補助金要綱や申請方法等の詳細は
西秩父商工会ホームページでもご確認できます。